

神戸港震災メモリアルパーク展示改修業務仕様書

1 業務委託名

神戸港震災メモリアルパーク展示改修業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

(1) 概要

神戸港震災メモリアルパーク（以下「本施設」という。）は、メリケンパークの北東部に位置し、メリケン波止場の護岸部分（約 60m）を被災したままの状態で見守るとともに、神戸港の被災状況やその復興の過程を中心に、震災の教訓と港の重要性を後世に伝えることを目的として、1997 年 7 月（平成 9 年 7 月）に完成した施設である。

本業務では、震災 30 年に向けて、神戸港震災メモリアルパークが国内外の多くの人々に訪れていただき、震災の教訓を未来に継承していく施設となることを目指して展示の改修を行う。

(2) 本施設の主な課題

①施設について（ハード）

- ・解説サイン等が老朽化しており、文字が読みにくい状態となっている。
- ・映像施設（ジオラマ+映像設備）が老朽化している。
- ・来場者にとって出入口が分かりにくい。

②展示について（ソフト）

- ・保存ゾーンにおいて、被害の大きさやメカニズムをより分かりやすく伝えられるような工夫が必要。
- ・映像施設の再生時間が長いこと等から、一度に視聴できる人数が少ない。
- ・多様化した来場者への多言語対応が必要となっている。

3 業務委託期間

契約締結日から 2025 年 1 月 31 日（金）まで。

※ただし、現地の改修は 2025 年 1 月 10 日（金）までに完了すること。

4 業務場所

神戸市中央区波止場町 2 番 2 号（メリケンパーク内）

5 業務内容

(1) 対象範囲 ※別表「解説サイン等一覧表」参照

① 施設本体

- ・メモリアルパークタイトルサイン、震災記念碑、全ての解説サイン及び解説パネル
- ・映像施設（ジオラマ+映像設備）
- ・展示物（ディスプレイウィンドウ）
※対象外とするもの：壁、パーゴラ、オブジェ、手すり、照明、保存ゾーン内の旧護岸
本体

② 展示内容

- ・解説サイン及び解説パネルの解説内容並びに映像の内容

(2) 改修内容

① 老朽化した施設本体の改修

- ・改修方法の詳細は企画提案による。
- ・既存材料の再利用を可能とする。
- ・解説サイン及び解説パネル等の改修については、既存材料の再利用を想定しているが、新たな展示方法の提案を可能とするほか、本施設の機能の向上を目的に、情報が古くなった物の撤去、入れ替え、内容の変更、また、追加設置の提案も可能とする。
※既存の解説内容の再使用を可能とする。
※解説サインの写真部分の改修は想定していない。

② 新たな展示の企画設計・制作設置

ア 必須項目

- ・保存ゾーンにおける被害の大きさやメカニズムをわかりやすく体感できる展示の新設
- ・映像施設（ジオラマ+映像設備）の改修
※投映する映像は既存の映像データの再編集を想定しているが、新たに提案することも可能とする。ジオラマは再使用、撤去のどちらでも提案可能とする。

イ 任意項目

- ・本施設の特徴を活かした、市民や観光客の心に残る展示等の新設

(例)

- ・来場者にとって出入口が分かりやすくなるようなデザイン（案内サイン、床面サイン、モニュメント等）
- ・阪神・淡路大震災に関するより俯瞰的な展示（震災の全体像や他の震災関連施設の情報等）
- ・防災意識の醸成など時代に適した展示

③ 多言語対応

展示施設全体についての日英中韓を中心とした多言語対応（現地表示または既設の公衆無線LAN（KOBE Free Wi-Fi）などを活用したデジタル対応等）

6 留意事項

- (1) 当該施設の整備コンセプトを十分に踏まえた展示内容とすること。
- (2) 展示等の構造やデザインは、ユニバーサルデザイン、多言語対応、普遍性、耐久性、耐候性及び安全性に配慮すること。
- (3) 展示等に使用する素材や機器は、SDGs の理念を考慮し環境に配慮したものとするよう心がけること。
- (4) 業務にあたっては本市と十分に協議を行うこと。
- (5) 企画提案書に基づき、展示等の詳細図を作成し、本市の承認後に製作を行う。特に新たな展示については、令和6年10月下旬までに設計を行い本市の承認を得ること。
- (6) 解説パネル等、既存施設の撤去を実施した際には、必要に応じて取付け跡の補修等を実施すること。
- (7) 完成品のイメージや材質等について、試作品またはサンプル等が必要な場合は、本市に提出し、承認を得た後に製作にあたること。
- (8) 映像施設は使用機材一覧を作成し、本市の承認を得た後に製作等にあたること。また業務期間内に十分な試運転、調整を行い、恒常的に使用可能な状態とすること。
- (9) 展示施設を本施設の管理者が支障なく運営できるように、製作物等の取扱い方法を説明すること。
- (10) 映像及び写真等の素材は本市より提供する。テキストは本市と協議の上決定する。
- (11) 業務委託期間内に、メリケンパーク内で行う大規模催事や震災30年関連事業などを実施するにあたり、本施設の部分的な開放等を協議の上、協力を依頼する場合がある。

7 提供資料について

業務にあたっては、以下の資料を提供する。

神戸港震災メモリアルパーク整備展示工事竣工図（1997年7月）

8 著作権等について

- (1) 本業務に基づいて、作成された成果品及びその他の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条を含む。）は、発注者に帰属する。
- (2) 本業務にあたり、第三者の権利を侵害しないように十分配慮すること。また、これらについて使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。
- (3) 成果品について第三者との紛争が生じたときは、受注者の責任と費用負担において解決すること。

9 個人情報の取り扱い及び情報セキュリティ対策について

本業務で取り扱う個人情報の収集については、必要最小限にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを行うこと。また情報セキュリティ対策に必要な体制及び措置を講じること。

10 提出書類

- (1) 着工届
- (2) 業務実施体制図
- (3) 業務工程表
- (4) 展示物等改修設計図
- (5) 製作物等設計図
- (6) 竣工図
- (7) 記録写真
- (8) 機器取り扱い説明書
- (9) 竣工写真
- (10) 完了届

11 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする。

別表「解説サイン等一覧表」

No	記号	種類	内容
1	A	メモリアルパークタイトルサイン	神戸港震災メモリアルパーク
2	A1	震災記念碑	震災記念碑
3	B	解説サイン	にぎわう神戸港
4	C1	解説サイン	新港第2突堤 緊急支援物資の陸揚げ状況
5	C2	解説サイン	メリケンパーク臨時航路の開設
6	C3	解説サイン	中突堤の岸壁復旧工事
7	C4	解説サイン	六甲アイランド仮設棧橋埠頭の建設
8	C5	解説サイン	被災状況・新港第8西突堤
9	C6	解説サイン	被災状況・六甲アイランドコンテナバース
10	C7	解説サイン	被災状況・ハーバーハイウェイ
11	C8	解説サイン	被災状況・メリケンパーク南護岸
12	D	解説サイン	震災復興支援事業の説明
13	E	解説サイン	震災年表（日・英・中・韓）
14	F	解説サイン	神戸港の被災状況（大）
15	G1	解説サイン	神戸ルミナリエ
16	G2	解説サイン	ハーバーハイウェイ全線復旧
17	G3	解説サイン	新港第3突堤からPIへの仮橋供用開始
18	H1	解説サイン	海の盆踊り
19	H2	解説サイン	摩耶大橋の復旧作業
20	I1	解説サイン	神戸港復興計画
21	I2	解説サイン	コンテナ荷役再開第1船
22	J1	解説パネル	メリケン波止場の変遷
23	J2	解説パネル	メリケン波止場の保存方法
24	K1	展示物（ディスプレイウィンドウ）	新港第6～7突堤間の物揚場ジブクレーンの取り付けボルト
25	K2	展示物（ディスプレイウィンドウ）	ハーバーハイウェイに取り付けられていたボルト
26		映像施設	ジオラマ、映像設備

※記号は「神戸港震災メモリアルパーク整備展示工事竣工図（1997年7月）」参照